

令和8年度処遇改善加算等取得促進支援事業業務委託
質問及び回答

質 問 内 容
<p>■仕様書 5 委託契約額の内訳</p> <p>「5 委託契約額の内訳」 (1) 専門家の派遣・セミナーに要する経費 と記載されています。</p> <p>「4 委託業務の内容」にセミナーに関する記載はないため、動画のことを指しているという認識でよろしいでしょうか。</p>
回 答
<p>お見込みのとおりです。</p>

令和8年度処遇改善加算等取得促進支援事業業務委託
質問及び回答

質 問 内 容
<p>■仕様書 4 委託業務の内容</p> <p>(4) 区分経理の実施</p> <p>受託者は、(2)ア・イごとに経理を行うものとし、（以下「区分経理」という。）、(2)ア・イごとに係る経費を算出し、委託者に報告すること。なお、(2)ア・イに共通する経費については、按分するものとする。</p> <p>(2)ア 処遇改善加算が未取得又は上位区分への変更を検討している事業所を優先して実施（1事業所あたり2回程度、1回2時間程度）</p> <p>(2)イ 特定事業所加算等が未取得の居宅介護支援事業所等を優先して実施（1事業所あたり2回程度、1回2時間程度）</p> <p>令和8年度の処遇改善加算について、居宅介護支援、訪問看護、訪問リハビリが6月から算定できるようになりますが、例えば「居宅介護支援事業所」に処遇改善加算取得支援を実施した場合、「(2)ア」に該当する経費と判断して良いでしょうか。つまり、「居宅介護支援事業所」に特定事業所加算の取得支援の場合のみ「(2)イ」に分類し、それ以外は全て「(2)ア」に分類するという認識で良いでしょうか。</p>
回 答
<p>「居宅介護支援事業所」に処遇改善加算取得支援を実施した場合、「(2)ア」に該当する経費となります。</p> <p>また、「居宅介護支援事業所」に特定事業所加算等の取得支援を実施した場合は、「(2)イ」に分類されます。</p> <p>なお、「居宅介護支援事業所」から両方の取得支援を依頼された場合の旅費など、ア・イに共通する経費は按分してご報告ください。</p>

令和8年度処遇改善加算等取得促進支援事業業務委託
質問及び回答

質 問 内 容
<p>■仕様書 4 業務委託の内容</p> <p>(3) 研修動画の作成</p> <p>仕様書を拝見する限り、動画作成とレジュメを提出するまでは読み取れます。研修動画を作成し、県に提出したら、完了ということでしょうか。</p>
回 答
<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ご提出いただいた研修動画等については、県が県公式 YouTube において公開作業を行い、県ホームページ等で案内を行います。</p>

令和8年度処遇改善加算等取得促進支援事業業務委託
質問及び回答

質 問 内 容
<p>■募集要項 2 委託業務の概要 (4) 委託料 「処遇改善加算の取得促進」と「居宅介護支援事業所等における特定事業所加算等の取得促進」の委託料上限額が分けて記載されております。 特定事業所加算は居宅介護支援に限定されますが、処遇改善加算は多くのサービスが対象となるため、バランスとしては処遇改善加算の方が多くなるようにも思えます。委託料上限を分けている理由等をご教示ください。</p>
回 答
<p>「処遇改善加算の取得促進」と「居宅介護支援事業所等における特定事業所加算等の取得促進」について、それぞれについて国庫補助を受けており、その国庫補助額を踏まえた県執行可能額を上限として設定しております。</p>